

〔事案 23-27〕 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

＜事案の概要＞

元本割れの可能性や中途解約時の不利益について契約内容を誤信し、こども保険に加入したとして、契約の無効と払い込んだ保険料の返還を求め申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

募集人から以下の諸点について説明を受けられなかった結果、満期まで保険料を支払えば、万一の保障もありながら、満期まで支払った保険料累計額と配当金が必ずもらえる保険であると誤信し、平成 17 年 9 月に保険の契約に至ったものである。申立契約を無効とし、既払保険料全額を返還してほしい。

- (1) 満期まで相手方に保険料の支払をしても、元本割れすること。
- (2) 中途解約すると契約者が損を被ること。
- (3) 配当がない場合もあること。

＜保険会社の主張＞

下記理由により、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしいという請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、万一の保障があること、貯蓄性があること、こども保険であり、進学費用に役立つことを話した事実はあるが、必ず配当があり、利益が出るとは話しておらず、この点について、申立人が誤信するはずがない。
- (2) 保障設計書及び保険証券を見れば、払込保険料合計額と学資金及び満期保険金の金額は容易に分かるはずであり、申立人は誤信するはずがない。
- (3) 申立契約は、被保険者の死亡保障、契約者の死亡または障害状態の保障も含まれ、保険料の一部が保障部分に使用されていることは、誰にでも理解できる話であり、申立人がこの点について誤信していたとは考えられない。
- (4) 配当というのは、利益が出た場合の分配であるから、利益が出ない場合は、配当が支払われないのは当然である。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張を、上記の錯誤に陥ったので、申立契約は錯誤により無効である（民法第 95 条）との主張であると解釈し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記（１）の事実が認められるので、下記（２）の理由により申立人の主張には理由がなく、本件申立内容を認める理由はないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 認められる前提事実

- ①募集人は、申立人の職域担当者であり、申立人の勤務先において、パンフレットを用

いて、申立契約の勧誘をした。(申立人の主張によると説明・手続時間は 30 分×3 回で合計 1 時間 30 分)

②募集人は、申立契約について、万一の保障があること、貯蓄性があること、こども保険であり進学の費用に役立つことを申立人に告げた。(申立人の主張する「必ず配当があり、利益が出ること。損をすることはない。」との点について募集人が話したか否かについては、争いがある。)

③申込時に、募集人から申立人に「ご契約の申込にあたって」「ご契約のしおり・約款」の交付がなされた。

(2) 裁定審査会の判断

以下の諸事情から、申立人が、その主張する内容の錯誤に陥ったと判断することは困難である。また、仮に、申立人が、万が一そのような錯誤に陥ったとすると、要素の錯誤にあたるか、あるいは錯誤に陥ったことについて、申立人に重大な過失があったことは明らかであるから、錯誤無効は認められない。

①申立人が、満期まで保険料を払い込んでも「元本割れ」することがないことについて、錯誤に陥ったか否かの点について

- ・ 保険の勧誘に際しては、設計書を用いるのが通常であり、本件も設計書を用いて勧誘したと考えられるところ、設計書の保険料と払込期間を見て計算すれば、学資金・満期保険金の合計額が払い込み保険料合計額より少ないことは、容易に分かるはずである。
- ・ 申立人は、募集人が「損をすることは絶対にありません。」と言ったと主張しているが、申立人が設計書を見れば一目瞭然の事実について、募集人が、事実と異なる説明をしたとは考えられない。

②中途解約しても損はないとの錯誤に陥ったか否かについて

- ・ 申込時に交付した書面(「ご契約のお申込みにあたって」)に、解約返戻金額表の記載があり、加入時において、解約返戻金の概算金額を知りうること。
- ・ 申込時に交付した書面(「ご契約のお申込みにあたって」)に、中途解約すると、多くの場合、解約返戻金は、お払込み保険料の合計額よりも少ない金額になる旨の記載があること。

③必ず配当金がもらえる保険であるとの錯誤に陥ったか否かについて

- ・ 説明に使用したパンフレットに、「配当金は変動(増減)し、決算実績によっては、0となる年度もあります。」等の記載があること。
- ・ 募集人がパンフレットの記載内容に明らかに反して、「必ず配当がある。」などと言ったとは考えられないこと。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があること。

【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。